

第1回大阪IR（統合型リゾート）説明会 アンケートによる質問について

●受付件数 25 件

	質問	回答
1	7つの付帯条件について、具体的簡潔な説明と対策を知りたい	認定に際して付された条件等については、今後、事業者と連携、協議・調整しながら必要な対応を検討していきます。 具体的には、開業に向けての計画のブラッシュアップ、今後の継続的な取組みの実施、さらには、開業以降の取組みにおいて適切に対応していくことが重要であると考えており、事業者と公民連携して取り組んでいきます。
2	「7つの条件（課題）」について、具体的にどのような対策を「いつ」「誰が」「どのように」講じるのか	条件の確認等については、IR整備法等において、国が毎年度、区域整備計画の実施の状況について評価を行うこととされており、この実施状況評価等において確認されていくものと認識しています。
3	「7つの条件（課題）」について、各項目について明確に次回の説明会でプリントを配布し、大阪府・市のWEBサイトで公開すべきです	次回の説明会での資料配布については、今後、検討します。
4	大阪市の使った材料が、地盤沈下の原因だとどのように判断するのか？ 決定権は誰にある	本市が使用した埋立柱材の原因により、通常の想定を著しく上回る大規模な地盤沈下や陥没が生じた場合を除いて、市が負担しないこととしています。 現時点では、具体的な判断基準を一概に申し上げることは難しい面もあるが、埋め立て工事施工上の不備や瑕疵等による陥没や大規模沈下など、通常の想定を著しく上回るような状況が生じた場合のことであり、現時点において、そのような事象は生じている状況ではなく、埋め立て工事施工上の不備や瑕疵はないものと認識しています。
5	埋め立て材を原因とした問題がほぼ起きない（地盤沈下）と言える科学的根拠を求める。	なお、夢洲・咲洲・舞洲といった周辺埋立地において、そのような事象が生じた事例は把握しておらず、IR用地においても、そういった事態が生じる可能性は極めて低いものと認識しています。

6	地盤沈下の想定は、「50 年間で 2m 以上」なのか。	IR 区域の現状地盤高さは、大阪湾における最低潮位を表す O.P.ゼロメートルを基準として、O.P.+11m程度で、地盤沈下を見込んだ 50 年後の地盤高さは O.P.+ 9 m程度であると推定しています。
7	土壌汚染について、何㎡何 m の掘り起こしをしてフェニックス処分場へ送るのか。	IR における工事で発生する土壌（残土）については、夢洲内の埋立材等として再利用を図ることになっているが、万博開催期間等に発生する残土は、夢洲内での埋立材等として再利用に制限がかかることから、汚染土壌処理業許可施設（埋立処理施設）へ搬出して処分する計画も検討しています。 なお、埋立処理施設への搬出量については、今後の工事工程等により精査されるものです。
8	談合疑惑の賃料は。	IR 事業用地の賃料については、土地を所管する大阪港湾局が不動産鑑定業者に鑑定を依頼し、専門家である不動産鑑定業者が、それぞれ責任を持って、適正に評価したものであり、その後、本市不動産評価審議会における審議・承認を経た上で戦略会議において、妥当と認められたものです。
9	ギャンブル依存症の取組みは、カジノ以外のギャンブル依存症者についても対象としているのでしょうか。	大阪府・市としては、IR の実現に向けては、カジノの設置に伴うものだけではなく、既存のギャンブル等に起因するものも含めて、ギャンブル等依存症問題に正面から取り組み、万全の対策を講じていきます。
10	トッランナーの依存症対策というが中身がない。言葉を並べているだけ。早期発見というだけ。 6400 台ものスロットマシンをおく自体が依存症を生んでいる。 依存症対策はワンストップの支援拠点一つ作るだけでなく、多くの取組みが必要。 苦しみに繋がる依存症を増やさないと儲けはこない→最大の予防はカジノつくらないこと。	大阪府・市としては、大阪の更なる成長に IR は必要と考えており、依存症などの懸念事項対策について万全の対策を講じたうえで、IR の実現をめざしています。 IR 事業者は、IR 整備法の世界最高水準のカジノ規制を遵守したうえで、MGM社の海外での知見とノウハウを駆使して依存防止策に取り組みます。 また、大阪府・市として、新たに設置する「(仮称) 大阪依存症センター」を中心として、予防から相談、治療、回復支援まで総合的な対策に取り組んでいきます。 ギャンブル等依存症については、しっかりと対策をとることで、IR を契機に、既存のギャンブルに起因する依存症も含めて、減らしていくことを目標に取り組んでいきます。

11	IR のカジノでギャンブル依存症になった場合、これはもう国、大阪府、大阪市の行政による「未必の故意の犯罪」でありますから、国、大阪府、大阪府は当事者に対し損害賠償責任を負うのです。 そもそも、賭博、開帳は犯罪であり違法行為でありますから、行政が推進していること自体が最悪の罪悪である。担当局のご見解をご回答ください。	IR のカジノについては、国での法制化の議論の中で、違法性が阻却されるため考慮すべき要件として、目的の公益性、収益の扱い、運営主体の廉潔性、副次的被害の防止が適切になされるかなど8つの観点があげられ議論されてきました。 IR 整備法では、これらの観点を踏まえた制度設計がなされており、全体として、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られているというのが国の見解です。 大阪府・市としても、この IR 整備法に則ってカジノを含む IR を設置するものになります。
12	IR 事業者が真剣にギャンブル依存症を防ぐ手立てを取る担保はありますか。法整備で規制すべきですが、努力義務になると対策としては弱いのです。	IR 整備法では、世界最高水準のカジノ規制が設けられ、IR 事業者及び地方公共団体が依存症対策を適切に講じていくことが求められています。 今後、区域整備計画に取りまとめた、生体認証による厳格な入場管理、社内に専門部署を設置した上で、顧客への啓発・従業員教育を含む包括的プログラムの導入、IR 区域内における 24 時間・365 日利用可能な相談体制の構築、訓練されたスタッフによる視認と ICT 技術を活用した問題あるギャンブル行動の早期発見、本人申告による賭け金額や滞在時間の上限設定を可能にするプログラムの導入など IR 事業者が実施する対策について、具体的な運用など詳細の検討を進めていくことになります。 大阪府・市と IR 事業者は互いに緊密な連携協力を行い、ギャンブル等依存症対策について、万全の対策を講じてまいります。
13	カジノ施設への入場制限（28 日 10 回はかなりのヘビーユーザー）の科学的根拠は？これで依存症はおきないとできるのか。	入場回数制限については、IR 整備法第六十九条第四号、第五号において規定されています。同法律については、国において国会等で議論のうえ、定められています。
14	4 月の国の認定から本日まで、双方向の対話の場が全く設定されなかったのはなぜか。	IR の実現に向けて、府民の理解を深めていくため、これまでいただいたご意見も踏まえ、発信内容や手法を検討し、本年度は、区域整備計画の説明と質疑応答に特化した「説明会」を開催することとし、第 1 回を 8 月 17 日に開催したところです。

15	説明会の日程を明示してほしい	本年度中に、府内の各地域において、説明会を複数回開催する予定です。日程、場所等については現在検討中であり、今後、IR 推進局のホームページ等で公表してまいります。
16	必ずインターネットで全て公開していただけますか。	説明会の配付資料や当日の説明要旨、質疑応答の要旨、また、時間の関係で当日お答えできなかったご質問への回答についても、IR 推進局のホームページ上に掲載することとしております。
17	IR 来訪者・国内：約 1400 万人/年のうち、大阪府・市内からくる人をどれだけ想定しているのかをはっきりさせてほしい。(IR にいくという大阪人はほとんどいません。)	IR 区域への来訪者数については、IR 事業者において、人口統計や訪日外客統計等の統計情報及び既存 IR 施設での実績・知見を踏まえて、国内旅行者（日帰り）、国内旅行者（宿泊）、訪日外国人旅行者別に推計されています。また、区域整備計画の【評価基準 17】において、推計の考え方・方法等を記載しています。
18	アクセス整備について、43 号線の渋滞対策はされるのか？北港通や咲洲への交差点など、今でも大混雑しており、大阪の物流への影響を試算しているのか。	IR 事業を含む、夢洲全体のまちづくりにおける交通アクセスについては、鉄道網の整備も含めた交通負荷の分散により周辺道路網などに与える影響の軽減を図るとともに、幹線道路の拡幅や高架道路の整備などによる観光関連の動線と物流関連の動線との分離により、円滑な交通アクセスの確保に努めていくこととしています。 今後、IR 開業に向けては、周辺道路への影響についても検証を行い、事業者をはじめとして、道路管理者など、各関係先と協議や調整を行いながら、必要に応じて交通対策等を検討していくこととしています。

19	想定外の事がおこるのが災害です。何かあった時、誰がどう責任を取るのですか。	IR 区域の現状地盤高さは、大阪湾における最低潮位を表す O.P.ゼロメートルを基準として、O.P.+11m程度で、地盤沈下を見込んだ 50 年後でも、地盤高さは O.P.+9 m程度であると推定しており、満潮時の南海トラフ巨大地震における夢洲周辺での津波予測高さ O.P.+5.4m や高潮時の潮位 O.P.+7.3m に対しても、十分な地盤高さを確保しています。このほか、南側護岸では、過去最大規模の台風を想定した越波対策として、法面保護及び胸壁設置を実施しています。 また、夢洲へのアクセスルートとなる夢舞大橋、夢咲トンネルをはじめ、此花大橋や咲洲トンネルなど耐震改良済みであり、南海トラフ巨大地震に対しては十分、安全性が確保されています。 一方、IR 事業者の具体的な対策については、BCP（事業継続計画）における重要施設と位置づける施設には、高い耐震性能を確保するほか、想定外の津波や高潮に備えた建築設計とし、主要施設の床レベルについて、想定される津波を上回る高さに設定することとしています。 災害時のソフト対策として、大阪府・市と IR 事業者が連携し、SNS や防災行政無線等を活用した来訪者への情報発信を行うとともに、IR 事業者において、想定する帰宅困難者全員が、災害発生から 3 日間以上安全に過ごすための備蓄品を保管することとしています。
20	プロジェクトファイナンスのコミットメントレターの条件を公開してほしい。	コミットメントレターの内容については、法人等情報に該当するため、情報公開条例に基づき公開することはできません。
21	あおもり犬の Patent 問題は怎么样了か教えてほしい。	今般、このような事案を発生させてしまったことについて、大阪府・市として事態を重く受け止め、深くお詫びします。 本事案の経過等についてはこちらをご参照ください。 (大阪 IR の広報資料に含まれる著作者等からの利用許諾のない著作物について)
22	P.5 大阪 IR 株式会社について質問。①中之島ダイビルは何号室なのか ②ホームページを教えてください ③メールアドレスを教えてください	大阪 IR 株式会社について、ホームページは現在ありません。その他の情報については、公表されておりません。

23	損切り体制を構築すべき。MGM リゾーツと契約が成立しなかった場合、災害で計画が破綻した場合、極論自治体に損が発生しなければ良いので、逃げ切り体制を確立してほしいが、そのような考えはありますか。	IR 事業に係るリスク（需要変動リスクを含む。）については、次の場合を除き I R 事業者が負うものとしております。 【不可抗力】 ◆ IR 事業者は、自らの費用・責任において本事業を復旧及び継続する。但し、必要な範囲で区域整備計画等を見直しできる。 ◆ 不可抗力により履行困難となった実施協定上の義務は、実施協定の定めに従い免責する。 【法令等変更】 ◆ 法令等（大阪府又は大阪市の条例等を除く。）の変更等により IR 事業者に損害等が生じるときは、IR 事業者が負担する。但し、必要な範囲で区域整備計画等を見直しできる。 ◆ 本事業にのみ適用され IR 事業者に不当な影響を及ぼす大阪府又は大阪市の条例変更等により、IR 事業者に損害等が生じた場合は、大阪府又は大阪市の損害等をそれぞれ補償する。
24	夢洲の上下水道について、大阪市民の上下水道料金が値上げとならない担保はありますか。此花区の下水道処理のキャパシティが足りないと思います。	夢洲の下水道整備については、夢洲地区で発生する汚水をポンプで送水し、舞洲を経由して此花下水処理場（機能増設を実施）で処理する計画としており、その整備に必要な費用など、上下水道インフラの整備費用については、夢洲のまちづくりの開発者である大阪港湾局（港営事業会計）で負担することとなっています。
25	限られた人、金をどこに使うのか。 夢洲（カジノ IR）⇔それ以外、 福祉・教育・エッセンシャルワーカー⇔カジノ関係	IR 事業者においては、女性、シニア、障がい者等を含む多様な人材を受け入れ、活躍できる労働環境や人事制度を構築し、柔軟な働き方支援、子育て支援等、継続的な職業訓練等や働きやすい労働環境整備を通じて、就労層の拡大や就業率の向上をめざし、質の高い雇用機会を提供することとしています。